

技能者の適正賃金確保・若年入職者減少が深刻！

技能承継がされないまま産業の存続が危惧の事態

賃金・福利厚生で打開を

国交省の土地・建設産業局長は3月29日に「技能労働者への適切な賃金水準の確保」をする措置を講ずるよう、主な民間発注者団体、各都道府県と市町村の公共発注者並びに建設業団体の三者に宛てて要請を行った。この要請では先ず、「本日、平成25年度の公共工事設計労務単価が決定・公表され、前年度と比べ、全国平均で約15%、被災三県の平均では約21%上昇した」ことを告げるとともに、「ダンピング受注の激化が賃金の低下や保険未加入を招き、これが若年入職者を減少させ技能者不足を起させている」、「これは一時的なものではなく構造的」、「適切な対策を講じなければインフラ維持・更新に支障」、「デフレ脱却のためにも労働者の所得を増やす必要がある」等から緊急な課題であることを説明している。各関係への要請の要旨は次の通り。

建設業団体の長あて

ダンピング受注が激化し、しわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして若年入職者を減少させている。熟練工から若手への技能承継がされないまま技能者が減少し産業の存続が危惧されるに至った。

若年者が入職しない理由は、全産業の平均を26%も下回る給与水準の低さであり、また、最低限の福利厚生であり法令で加入義務のある社会保険等に未加入の企業が多いことも原因である。

技能労働者の適切な賃金水準の確保は、建設産業全体の喫緊の課題であり、適切価格での契約、適切水準の賃金支払い等を傘下の建設企業が適切に対応するよう周知徹底方をお願いするとして、以下の各項を挙げている。

1. 技能労働者への適切な水準の賃金支払いに対する特段の配慮。
2. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底。
3. 若年入職者の積極的な確保。
4. ダンピング受注の排除。

この項では、ダンピング受注が下請へのしわ寄せ、技能者の賃金低下・社会保険等への未加入を招き、若年労働者の確保の支障となっているとし、適正価格での契約維持の徹底を訴えている。

また、建設業法第19条の3に規定されている、自己の取引上の地位を不等に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約をしてはならないことを改めて徹底するよう求めている。

5. 設計変更に伴う下請企業への適切な支払い。
6. 労務費の急激な変動への対応。

各都道府県知事・政令指定都市市長あて

1. 平成25年度公共工事設計労務単価の早期適用。
2. ダンピング受注の排除。

この項では、工事の品質確保に必要な費用を適切に見込んだ価格による契約を要請している。

3. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導。
4. 労務費の急激な変動への対応。

主な民間発注団体あて

前掲の趣旨記述後次の各項を挙げ要請している。

1. 平成25年度公共工事設計労務単価の背景事情を踏まえた適正価格による工事発注。
2. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底。
なお、2項では、「法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、工事の発注者は、保険加入義務を定めた法令への違反を助長するおそれがあると同時に、建設業法第19条の3の違反当事者となるおそれがある」との説明も記述している。

防火壁装情報(第59号)より引用